

平成15年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（交通局）

(1) 収入に関する事務

バス料金の割引を適正に行うべきもの

交通局次長等専決規程によると、乗車料金等の減免を行う場合、定標準によらないものについては管理者の決裁を得ることとされているが、減免に関する定標準のない料金について、管理者の決裁を得ずに減免している事例が見受けられた。 (市バス運輸サービス課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

減免に関する定標準のない料金について事業管理者の決裁を得るよう、路線増発実施にあたっての決定書（運行の内容・料金の決定）その他関係書類の様式の見直し、事務処理の手順書の作成を行うなどの措置を講じた。

行政財産の使用許可にかかる使用料を適正に請求するべきもの

神戸市交通局公有財産管理規程によると、行政財産の使用許可にかかる使用料については、管理者が認める場合は、前期又は後期の期間内に一括納付させることができるとされているが、請求事務の遅延により、前期使用料の納入が期限終了後になっている事例が見受けられた。

(営業推進課)

規程に従い、適正に請求するべきである。

措置内容

今後、神戸市交通局公有財産管理規程に基づき、請求漏れ等のないよう適正な執行を行うよう措置を講じた。

(2) 支出に関する事務

委託料の精算を適正に行うべきもの

委託料の精算にあたっては、精算明細書等を十分に確認のうえ、当該業務に要した経費のみをもって精算するべきであるが、委託業務と関連のない経費が精算対象に含まれている事例が見受けられた。

(職員課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

指摘のあった経費について委託先より全額返還を受けた。以後の精算については、適正な措置を講じた。

委託事務の検査を適正に行うべきもの

交通局委託事務の執行の適正化に関する要綱第17条によると、委託業務の適正執行を確認するため必要な検査を行わなければならないが、検査にあたっては、契約書等の関係書類等に基づいて、公正かつ的確に検査を行わなければならないとされているが、検査のため必要な書類の提出が不十分であるため、公正かつ的確な検査が行われていない事例が見受けられた。

(職員課)

委託業務の適正執行を確認できる書類に基づき、公正かつ的確な検査を行ったうえ委託料を支出するべきである。

措置内容

当該委託業務については、平成15年度をもって業務を終了した。
今後、委託業務については、委託業務の適正執行を確認できる書類等に基づき、公正かつ的確な検査を行う。

(3) 契約に関する事務

委託者と受託者の責任の区分を明確にするべきもの

委託契約を締結する際には、委託者と受託者の責任の区分を明確にするべきであるが、地下鉄設備の保守管理業務にかかる委託契約において、交通局が請負契約により直接執行することとなっている業務についても、仕様書上は委託業務の範囲と解し得る事例が見受けられた。

(施設管理課)

委託者と受託者の責任を明確に区分した契約を締結するべきである。

措置内容

平成16年度契約における仕様書中で、委託者と受託者の責任を明確に区分する措置を行った。

普通財産貸付料の端数処理の根拠を明らかにするべきもの

関連事業である駅ビル等を賃貸するにあたり、「駅ビル、駅構内店舗、百貨店ビル、駐車場の賃料に関する覚書」において、借主は収益の一定割合を賃借料として支払うこととされているが、同覚書に基づき算出された額の10万円未満を切り捨てて、毎年の賃借料が決定されている事例が見受けられた。

(営業推進課)

賃借料の端数について特別な処理を行う場合は、覚書に明記するべきであり、またその内容は社会通念上合理的なものであるべきである。

措置内容

平成15年度分の貸付料より、覚書に「千円未満の金額の端数処理」を明記し適用するよう改善の措置を講じた。